

高知県開発許可技術基準の一部改定（新旧対照表）

新 高知県開発許可技術基準	旧 高知県開発許可技術基準
<p>第1節 目的 略</p> <p>第2節 適用範囲 略</p> <p>第3節 基本事項 略</p> <p>第4節 技術基準</p> <p>1 用途地域等への適合 略</p> <p>2 公共の空地（法第33条第1項第2号） 略</p> <p>2-1 道 路（政令第25条第1号～第5号） 開発区域内に設けられる道路は、都市計画において定められた道路及び開発区域外の道路の機能を阻害することなく、かつ、開発区域外にある道路と接続する必要があるときは、当該道路と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されるように開発区域内だけのことを考えるにとどまらず設計されていること。</p> <p>※ 接続道路、幹線道路、区画道路を総称して「開発道路」という。 開発道路は、開発区域の端部を避けて配置すること。ただし、開発区域の敷地の形状、又は開発区域の周辺の土地利用の態様等により、やむを得ないと認められる場合を除く。</p> <p>(1) 幅 員 ア 略</p>	<p>第1節 目的 略</p> <p>第2節 適用範囲 略</p> <p>第3節 基本事項 略</p> <p>第4節 技術基準</p> <p>1 用途地域等への適合（法第33条第1項第1号） 略</p> <p>2 公共の空地（法第33条第1項第2号） 略</p> <p>2-1 道 路（政令第25条第1号～第5号） 開発区域内に設けられる道路は、都市計画において定められた道路及び開発区域外の道路の機能を阻害することなく、かつ、開発区域外にある道路と接続する必要があるときは、当該道路と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されるように開発区域内だけのことを考えるにとどまらず設計されていること。</p> <p>※ 接続道路、幹線道路、区画道路を総称して「開発道路」という。 開発道路は、開発区域の端部を避けて配置すること。ただし、開発区域の敷地の形状、又は開発区域の周辺の土地利用の態様等により、やむを得ないと認められる場合を除く。</p> <p>(1) 幅 員 ア 略</p>

高知県開発許可技術基準の一部改定（新旧対照表）

新

イ 既存道路

(7) 予定建築物等の敷地に接する既存道路（政令第25条第2号、省令第20条、第20条の2）

自己の居住の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、予定建築物の用途及び敷地の規模等に応じて、次の幅員以上の既存道路（建築基準法第42条第1項に規定する道路）が予定建築物等の敷地に接していること。ただし、既存道路に接して行われる一敷地の単体的な開発行為にあつては、開発区域の規模及び形状並びに開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に応じて、接する既存道路の有効幅員は、4.0m以上とすることができる。

予定建築物の用途及び敷地の規模		有効幅員
住宅の敷地		6.0m～12.0m
住宅以外の建築物の敷地	1,000㎡未満	
第一種特定工作物の敷地		
上記以外		9.0m～12.0m

(1) 開発区域内の主要な道路が接続する既存道路（政令第25条第4号）

自己の居住の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為で、開発区域内に新たな道路を設置する場合にあつては、開発区域内の主要な道路は、開発区域外の次の幅員の既存道路（建築基準法第42条第1項に規定する道路）に接続していること。

予定建築物の目的	幅員
主として住宅の建築	有効幅員 6.5m以上
住宅以外の建築	有効幅員 9.0m以上

ただし、次の規模の開発行為であつて、開発区域周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められるときは、車両の通行に支障がない範囲で下表の幅員の既存道路に接続することができる。

【既存道路の有効幅員】

開発区域	予定建築物	1.0ha未満	1.5ha未満	3.0ha未満	5.0ha未満	10ha未満
都市計画 区域内	住宅	4.0m以上	4.0m以上	5.0m以上	6.5m以上	6.5m以上
	住宅以外	5.0m以上	5.0m以上	6.5m以上	6.5m以上	6.5m以上
都市計画 区域外	住宅	/	4.0m以上	4.0m以上	5.0m以上	6.5m以上
	住宅以外		5.0m以上	5.0m以上	6.5m以上	6.5m以上

旧

イ 既存道路（政令第25条第2号、第25条第4号、省令第20条、第20条の2）

(1) 自己の居住の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、予定建築物の用途及び敷地の規模等に応じて、次の幅員以上の既存道路（建築基準法第42条第1項に規定する道路）が予定建築物等の敷地に接していること。

予定建築物の用途及び敷地の規模		有効幅員
住宅の敷地		6.0m～12.0m
住宅以外の建築物の敷地	1,000㎡未満	
第一種特定工作物の敷地		
上記以外		9.0m～12.0m

(2) 自己の居住の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為で、開発区域内に新たな道路を設置する場合にあつては、開発区域内の主要な道路は、開発区域外の次の幅員の既存道路（建築基準法第42条第1項に規定する道路）に接続していること。

予定建築物の目的	幅員
主として住宅の建築	有効幅員 6.5m以上
住宅以外の建築	有効幅員 9.0m以上

(3) (1)、(2)に該当する場合でも、次の規模の開発行為であつて、開発区域周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められるときは、車両の通行に支障がない範囲で下表の幅員の既存道路に接続していること。

【既存道路の有効幅員】

開発区域	予定建築物	1.0ha未満	1.5ha未満	3.0ha未満	5.0ha未満	5.0ha以上
都市計画 区域内	住宅	4.0m以上	4.0m以上	5.0m以上	6.5m以上	6.5m以上
	住宅以外	5.0m以上	5.0m以上	7.0m以上	7.0m以上	9.0m以上
都市計画 区域外	住宅	/	4.0m以上	4.0m以上	5.0m以上	6.5m以上
	住宅以外		5.0m以上	5.0m以上	7.0m以上	7.0m以上

高知県開発許可技術基準の一部改定（新旧対照表）

新	旧
<p>※ <u>(1)のただし書は、道路管理者と協議のうえ、当該既存道路沿いの建物の連たん状況及び狭隘部分の長さ等から拡幅することが極めて困難であること等、真にやむを得ないと認められる場合であって、かつ、既存道路の交通量及び交通内容並びに開発に伴う発生交通等からみて車両の通行に支障がない道路であると認められるときをいう。</u></p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>a</u> 略</p> <p><u>b</u> 略</p> <p><u>c</u> 略</p> <p><u>d</u> 略</p> <p><u>(1)</u> 略</p> <p><u>a</u> 略</p> <p><u>b</u> 略</p> <p>(2) 道路の構造（法第 33 条第 1 項第 2 号） 略</p> <p>2-2 公園、緑地又は広場（法第 33 条第 1 項第 2 号） 略</p> <p>2-3 消防の用に供する貯水施設（法第 33 条第 1 項第 2 号、政令第 25 条第 8 号） 略</p> <p>3 排水施設 略</p> <p>4 給水施設（法第 33 条第 1 項第 4 号） 略</p> <p>5 公共施設、公益施設（法第 33 条第 1 項第 6 号、政令第 27 条） 略</p>	<p><u>(4) 開発区域内に新たに道路が整備されない一敷地の単体的な開発行為で、利用者が当該道路に面する敷地の居住者等に限られる場合の既存道路の有効幅員は、4.0m 以上とする。</u></p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p><u>(1)</u> 略</p> <p><u>(ア)</u> 略</p> <p><u>(イ)</u> 略</p> <p><u>(ウ)</u> 略</p> <p><u>(エ)</u> 略</p> <p><u>(2)</u> 略</p> <p><u>(ア)</u> 略</p> <p><u>(イ)</u> 略</p> <p>(2) 道路の構造（法第 33 条第 1 項第 2 号） 略</p> <p>2-2 公園、緑地又は広場（法第 33 条第 1 項第 2 号） 略</p> <p>2-3 消防の用に供する貯水施設（法第 33 条第 1 項第 2 号、政令第 25 条第 8 号） 略</p> <p>3 排水施設 略</p> <p>4 給水施設（法第 33 条第 1 項第 4 号） 略</p> <p>5 公共施設、公益施設（法第 33 条第 1 項第 6 号、政令第 27 条） 略</p>

高知県開発許可技術基準の一部改定（新旧対照表）

新	旧
<p>6 防災・安全措置（法第 33 条第 1 項第 7 号、政令第 28 条） 略</p> <p>6-1 軟弱地盤対策 略</p> <p>6-2 かけ面の保護（省令第 23 条） 略</p> <p>7 災害危険区域等の除外（法第 33 条第 1 項第 8 号） 略</p> <p>8 樹木の保存、表土の保全（法第 33 条第 1 項第 9 号、政令第 28 条の 2） 略</p> <p>9 緩衝帯（法第 33 条第 1 項第 10 号、政令第 28 条の 3、省令第 23 条の 3） 略</p> <p>10 輸送施設（法第 33 条第 1 項第 11 号） 略</p> <p>第 5 節 小規模開発に伴う調整池設計基準 略</p>	<p>6 防災・安全措置（法第 33 条第 1 項第 7 号、政令第 28 条） 略</p> <p>6-1 軟弱地盤対策 略</p> <p>6-2 かけ面の保護（省令第 23 条） 略</p> <p>7 災害危険区域等の除外（法第 33 条第 1 項第 8 号） 略</p> <p>8 樹木の保存、表土の保全（法第 33 条第 1 項第 9 号、政令第 28 条の 2） 略</p> <p>9 緩衝帯（法第 33 条第 1 項第 10 号、政令第 28 条の 3、省令第 23 条の 3） 略</p> <p>10 輸送施設（法第 33 条第 1 項第 11 号） 略</p> <p>第 5 節 小規模開発に伴う調整池設計基準 略</p>